

平成 1 9 年度税制改正要望事項

平成 1 8 年 9 月

石油連盟

平成19年度税制改正要望事項

・ガソリン税・軽油引取税等道路特定財源の一般財源化・使途拡大・環境税への組替えは断固反対

・環境税の導入断固反対

・エネルギー間における課税の公平性の実現

- 1．石油石炭税のエネルギー間における課税の公平性の確保
- 2．自動車燃料に対する課税の公平性の確保

・地球環境保全、エネルギーセキュリティ向上に資する税制の創設

- 1．バイオマス燃料導入に係るバイオエタノール輸入関税の免税制度の創設
- 2．エネルギーの高度化利用に係る設備投資促進税制の創設

・石油諸税の負担軽減等

- 1．ガソリン税・軽油引取税等の軽減
- 2．石油石炭税の軽減
- 3．消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけ二重課税(TAX ON TAX)排除の実施

・石油産業の競争力強化に資する税制の創設

- 1．製油所内で使用される自家消費燃料に係る石油石炭税還付制度の創設
- 2．内貨石油製品の輸出に係る石油石炭税振替免税制度の弾力化
- 3．製油所のオペレーションの効率化に資するための税制度の見直し

・石油に係る関連政策税制

1．石油石炭税、石油諸税関係

- (1) 石油アスファルト等に係る石油石炭税還付制度の適用期限の延長
- (2) 国産硫黄・LPG・カーボンブラック原料油に係る石油石炭税還付制度の創設
- (3) 石油化学原料用軽質炭化水素（ C_3 ・ C_4 等）に係る石油石炭税還付制度の創設
- (4) 燃料電池用ナフサに係るガソリン税の免税制度の創設
- (5) ガソリン税の貸倒れ還付制度などの創設
- (6) その他

石油化学用輸入ナフサ等に係る関税軽減制度の適用期限の延長

農林漁業用輸入A重油に係る関税無税制度の適用期限の延長

2．法人税、地方税関係

- (1) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

・その他、他産業と共通する事項

- 1．国際課税制度の見直し
- 2．受取配当の益金不算入制度の見直し
- 3．連結納税制度の見直し
- 4．特定資産買い換え特例制度の延長等
- 5．減価償却制度の見直し
- 6．事業税（外形標準課税）の付加価値割の見直し
- 7．不動産譲渡に関する契約書に係る印紙税の軽減措置の延長
- 8．鉱工業技術研究組合に係る課税特例措置の適用期限延長
- 9．信託法改正後の信託における受益者課税の適用
- 10．リース会計基準の見直しに伴う税制の取扱い

ガソリン税・軽油引取税等道路特定財源の 一般財源化・使途拡大・環境税への組替えは断固反対

かねてより、ガソリン税・軽油引取税等の道路特定財源を一般財源化、使途拡大、あるいは環境税に組替えようとする議論がある。本件については、平成 17 年 12 月の政府・与党の基本方針を受けた行政改革推進法の中で「現行の税率を維持した上で、一般財源化を図ることを前提とし、平成 19 年度以降の歳出及び歳入の在り方に関する検討と併せて、納税者の理解を得つつ、具体的な改正の案を作成するものとする」とされている。

しかしながら、道路特定財源は制度創設の主旨、即ち受益者負担の原則から自動車ユーザーに負担を求めているものであり、一般財源化の動きは納税者たる自動車ユーザーの信頼を得られるものではない。本年 4 月より、石油業界および自動車業界の両業界は、国民・消費者に対する「道路特定財源の一般財源化」への反対運動を展開し納税者の声を政治に反映すべく署名活動を実施した結果、総計で 850 万人にも上る賛同者を得ることができた。

このような国民、消費者の声を真摯に受け止め、道路特定財源を一般財源化するなど財源に余裕があるならば、本来の課税目的に立ち返り、ガソリン税等の暫定税率の引き下げや廃止をすべきである。

環境税の導入断固反対

地球温暖化問題は、長期的かつ地球規模で取り組むべき、人類全体の重要課題である。石油業界としても、経団連自主行動計画を着実に実行するとともに、サルファーフリー自動車燃料の供給・バイオエタノールへの取組みなど、環境先進産業として、積極的に温暖化対策を推進している。

地球温暖化対策に取り組むに当たっては、「環境と経済の両立」を基本原則に、省エネルギー、技術革新や国際協力を通じて、解決が図られるべきであり、「環境税」の導入には、以下の理由により、断固反対する。

(1) 効果への疑問

最近の原油価格の一段の高騰によるガソリン小売価格の上昇においても需要はほとんど減少しておらず、増税による「価格効果」は期待できない。単に日本国内のエネルギーコストが上昇するのみで国際競争力の低下、産業の空洞化が懸念される。

(2) 財源対策としての疑問

既存の京都議定書目標達成計画関係予算(9,457億円)の用途・効果の徹底検証が先決であり、既存予算の有効活用を怠った単なる財源確保のための環境税には断固反対である。

(3) 負担論としての疑問

CO₂排出量に応じた課税としては、平成15年度に創設された石

油石炭税で実施済みである。また既存の石油諸税は原油 1 バレルあたり 34 ドル(年間 5 兆 9,000 億円)にも達し、巨額な規模となっている。

また、一部に、「環境税」の税収を森林整備に活用すべきであるとの議論もあるが、森林整備は国の最も基本的な政策であり、森林の多様な機能の受益は広く一般に及ぶものであることから、一般財源で賄われてしかるべきである。

いずれにせよ、既に各段階に亘って、種々の巨額な税が課税されている現行石油諸税に加えて、更なる課税・増税を行うことには反対であり、まずは石油諸税の抜本の見直しが先決である。

エネルギー間における課税の公平性の実現 (石油の正当な位置付けの実現)

今後のエネルギー政策については、平成 15 年 10 月に閣議決定されたエネルギー基本計画の基本方針にそって、3 E すなわち「安定供給の確保」、「環境への適合」、「これらを踏まえた上での市場原理の活用」を同時に達成し、実現することを基本とすべきである。そのためには、石油、原子力、天然ガスなど各エネルギーの特性を踏まえ、かつエネルギー全体として環境負荷が少なく、効率的利用を可能にするわが国に相応しい「エネルギーのベストミックス」が必要不可欠となる。

石油は、エネルギー基本計画の中で「現在も、わが国の一次エネルギー供給の約 5 割を占めており、経済性・利便性の観点から、今後も重要なエネルギーである」と位置づけられている。わが国のエネルギー需給の将来像を踏まえた 3 E の同時達成のためには、経済性、環境特性、効率性、利便性等の面で優れ、今後ともわが国の一次エネルギーの大宗を占める石油のより一層の環境特性の向上や効率的活用が鍵となる。

このような観点から、他のエネルギーとの比較で石油の持つ経済性等の優位性や競争力を著しく減殺している既存の不公平税制の是正、即ち、石油諸税に係るエネルギー間の課税の公平性の確保を要望する。

1. 石油石炭税のエネルギー間における課税の公平性の確保

石油石炭税の各エネルギーへの税負担については、平成 15 年度に、エネルギー起源 CO₂ 排出抑制策の抜本的拡充などエネルギー政策の見直しと、エネルギー間における負担の公平性を図るため、新たに石炭を課税対象に追加し、LNG と輸入 LPG の増税が図られた。

これらの措置によって、石油石炭税についてはエネルギー間の課税の公平性に向けて一歩前進したものと考えられる。ただし、最終税率が適用される平成 19 年 4 月以降においても、石油石炭税の税率は石油が 2,040 円/KL であるのに対し、石炭は 700 円/トン（石油カロリー等価ベース：1,005 円/KL）、LNG・輸入 LPG は 1,080 円/トン（石油カロリー等価ベース：757 円/KL（LNG）・822 円/KL（LPG））と、依然として石油に対しては他のエネルギーに比べて 2 倍以上の重い税負担が課せられている。規制緩和の進展に伴って、今後ますますエネルギー間競争の激化が見込まれる中、石油は競争上著しく不利な扱いがなされている。

したがって、石油の正当な位置付け、市場を通じた「エネルギーのベストミックス」を実現するため、石油石炭税の課税のあり方について、エネルギー間における課税の公平性の確保を図りたい。

2. 自動車燃料に対する課税の公平性の確保

国が大気汚染対策の観点から、窒素酸化物・粒子状物質などの自動車

排ガスの低減などを目的として天然ガスを燃料とした自動車(C N G自動車)の導入に取り組んできた結果、平成 18 年 3 月末で約 27,600 台まで普及が拡大している。

この対策が講じられたのは、既存の石油系燃料に比べて天然ガスが優れた環境特性を有していることによるものであった。しかし、最近の軽油を燃料としたディーゼル自動車については、平成 17 年 1 月からのサルファーフリー化など石油業界による燃料品質改善の取り組みが世界に先駆けてなされたこと、加えて、自動車側のエンジン・排ガス処理技術が飛躍的に発達したことなどにより、C N G自動車と遜色ないレベルまで排ガスが低減されている。さらに、地球温暖化対策という観点から C O₂ 排出量を L C A 比較すると、軽油を燃料としたディーゼル自動車は、C N G自動車に比べエネルギー効率が高いため C O₂ 排出量が少ないとのデータもある。

しかしながら、C N G自動車に使用される燃料(圧縮天然ガス)については、同じ自動車燃料であるにもかかわらず、軽油引取税もガソリン税、石油ガス税も課税対象となっておらず、課税の公平性を著しく欠いている状況である。

こうした現状を踏まえ、自動車用燃料に使用される C N G (圧縮天然ガス)、100% アルコール燃料などの新燃料を含め、自動車用に供される全ての燃料に対して、原則として現在のガソリン税もしくは軽油引取税を実態に則して賦課するなど、課税の公平性を確保されたい。

地球環境保全、エネルギーセキュリティ向上に資する税制の創設

1. バイオマス燃料導入に係るバイオエタノール輸入関税の免税制度の創設

平成 18 年 1 月、石油連盟加盟各社は、平成 22 (2010) 年度にガソリン需要量の 20%相当分に対して一定量のバイオエタノールを E T B E として導入することを目指す決定をした。(約 84 万 KL/年(原料エタノール 約 36 万 KL/年 = 原油換算約 21 万 KL/年))

バイオエタノールなどバイオマス燃料は、わが国にとって、エネルギー源の多様化によるエネルギーセキュリティの向上のみならず、原料となるさとうきび等の植物が生育過程で大気中の CO₂ を吸収する「カーボンニュートラル」の特性を有していると考えられている。このため、平成 17 年 4 月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、地球温暖化防止の有効な対策の一つとして“輸送用燃料におけるバイオマス由来燃料の利用”が盛り込まれており、わが国のエネルギー・環境政策に大いに貢献するものと位置づけられている。

しかしながら、一方でバイオエタノールの導入・普及にあたり、原料であるさとうきびをエネルギーとして考えれば、生産性が低いこと、砂糖など食料品価格と密接に連動していること、含酸素燃料であるために相対的に容量当り熱量が低いこと等によって、ガソリンに比べて経済性が劣っていることが導入・普及の大きな障害となっているのが現状である。

このような観点から、ガソリンにE T B Eを混ぜ利用するにあたっては、E T B Eの原料であるバイオエタノールに十分な経済性を持たせるため、輸入関税の免税など税制上の優遇措置を導入されたい。

2 . エネルギーの高度化利用に係る設備投資促進税制の創設

「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」、即ち3 Eの同時達成は極めて重要な課題である。このためには、一次エネルギー種別による施策に偏らず、広範な技術革新に基づいて各エネルギー資源の潜在的可能性を最大限に引き出し、供給安定性、環境特性、効率性において優れたエネルギー利用を推進していく必要がある。このようなエネルギーの有効・高度化利用を図るため、エネルギーの安定確保とクリーンかつ効率的な活用に資する設備投資、例えば、石油残渣ガス化複合発電設備（I G C C）等を促進する税制度の創設を要望する。

石油諸税の負担軽減等

石油は現在、わが国の一次エネルギー供給において約 50%のウェイトを占め、国民生活や産業活動を支える重要な基礎物資である。

しかし、石油には、他の物質にはない多額の税が課せられていて、輸入段階で原油に石油石炭税が、製品には石油石炭税の他に関税が課され、国内に引取り流通する段階ではガソリン税（揮発油税および地方道路税）、軽油引取税、石油ガス税、航空機燃料税が課されている。さらに消費段階で消費税が課され、その総額は年間約 5 兆 9,000 億円（平成 18 年度予算、消費税約 1 兆円を含む）にも達する。

この石油諸税は、わが国の石油消費量 1 バレル当たり直すと、1 ドル 116 円の為替レートで、約 34 ドルに相当する巨額な規模となっている。

多段階に亘って高率な税が課されている石油諸税は、原油の高騰と重なってわが国におけるエネルギー供給コストを著しく割高なものにし、国民経済を大きく圧迫している状況にある。

こうした事情に鑑み、石油に係る負担の軽減と公平性確保の観点から、石油を巡る税制全般について、その抜本的見直しを行うべきである。

1. ガソリン税・軽油引取税等の軽減

ガソリン税・軽油引取税等道路特定財源となっている石油諸税は、年間約 4 兆 3,000 億円の巨額に達し、小売価格に占める税金の割合に

においても、ガソリンで約 44%、軽油で約 32%（それぞれ平成 18 年 8 月現在）と高率になっている。

これらの結果、道路特定財源に占めるガソリン税・軽油引取税等の割合は、財源全体の 53%（有料道路事業を除く）また道路整備事業に係る国費（使途拡大分を除く）のほぼ 100%に及んでいる（平成 18 年度予算）。

言うまでもなく、道路は、生活必需品の輸送に不可欠な社会資本であるばかりでなく、歩行者の交通をはじめ、電気・ガス・水道・通信などの公共インフラの埋設空間として、更には都市部の防災空間などとして、その効用は国民全体に及ぶものである。

こうした観点からすれば、本来、道路整備財源はガソリン税等の特定財源ではなく一般財源を中心に賄われるべきであり、ガソリン税等に偏っている現状は是正されて然るべきである。中でもガソリン税・軽油引取税の本則税率の約 2 倍にもなる高率な暫定税率については、平成 15 年 3 月末の期限切れをもって見直すべきであったところ、将来の具体的な計画もないまま、適用期限の 5 年間延長が決められた経緯がある。

加えて、現状においては道路整備財源を受益者負担原則の下、自動車ユーザーに負担を求めていることを考え合わせれば、道路整備の進捗状況や道路予算の効率化・緊縮化によって財源に余裕が生じるならば、道路特定財源たるガソリン税・軽油引取税等の軽減を図るべきである。

2. 石油石炭税の軽減

石油石炭税は、昭和 53 年に石油備蓄や原油開発の推進のため、石油に

対する個別消費税（石油税）として創設され、原油自主開発の推進、国家備蓄の確保および民間備蓄義務の維持に寄与してきた。平成 15 年度の税制改正により、エネルギー起源CO₂排出抑制策の抜本的拡充などエネルギー政策の見直しと、エネルギー間における負担の公平性を図るため、石炭を新たに課税対象に追加するなどの措置が実施されることとなった。

しかし、石油石炭税は、依然として石油には他のエネルギーに比べて重い税負担が課せられており、諸外国に例を見ない特異な税金となっていて、エネルギー価格の上昇を通じてわが国産業・経済にとって大きなコストアップ要因となっている。

そもそも石油等国家備蓄等の緊急時対策は、国の安全保障に係る問題として、本来一般財源をもって賄うべきであり、石油に係る石油石炭税については、その税率の軽減を図られたい。

3. 消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけ二重課税（TAX ON TAX）排除の実施

平成元年の消費税導入に際して、物品税等他の個別間接税については、廃止・税率引下げ等の調整が行われたが、石油については、特定財源であると言う理由から、廃止・税率引下げなど何等の調整も行われなのまま単純併課とされた。

その後、消費税の 3% から 5% への増税に当たって、自民党の「平成 9 年度税制改正大綱」では、「個別間接税（石油、酒、たばこ）については、将来における消費税のあり方をもにらみつつ適切な調整を含めて総合的に検討するものとする」とされたものの、これまでのところ具体的な調

整措置は何等講じられていない。

その結果、平成 18 年度においては、石油の売上にかかる消費税額は約 1 兆円にのぼり、そのうち特に、石油の売上に含まれているガソリン税等の石油諸税に課せられている消費税(所謂 TAX ON TAX)だけでも、約 1,900 億円に達している。

こうしたこれまでの経緯を勘案し、消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけ、国民・消費者の理解を得がたい二重課税(TAX ON TAX)については、この排除の実施方を強く要望したい。

石油産業の競争力強化に資する税制の創設

1. 製油所内で使用される自家消費燃料に係る石油石炭税還付制度の創設

石油石炭税は原油の輸入段階で課されているため、実質的に製油所内で使用される自家消費燃料にも石油石炭税が課されている。一方輸入石油製品については原油と同様に輸入段階で石油石炭税が課されるが、輸入石油製品は生産される時に消費される燃料については石油石炭税の負担はない。したがって、輸入石油製品に対して、国産石油製品は自家消費燃料への課税分だけ製品コストが負担増となり、実質的に石油石炭税が割高になっている。

また、欧州各国の石油製品等に課されているエネルギー税等においては、製油所内で石油製品の製造のために使用される発電用ボイラー・加熱炉の自家消費燃料については免税対象となっている例（デンマーク、ノルウェー等）が多い。

さらに、ガス・ナフサ・重質燃料などは、品質によっては自家消費以外での使用が実質的に困難なものもあり、石油の一般的な便益の実現に制約がある。このため自家消費燃料に一般的な石油の便益に着目した石油石炭税を課すことは本来適切でない。

以上の点を鑑み、規制緩和の中で、輸入製品との厳しい競争環境にさらされている石油産業の基盤強化を実現するためにも、自家消費燃料について、石油石炭税を還付する制度を創設されたい。

2. 内貨石油製品の輸出に係る石油石炭税振替免税制度の弾力化

今後の世界石油需要は、アジア諸国を中心に堅調な増加が見込まれるものの、わが国においては経済社会の成熟化とともに、重油需要を中心に漸減することが見込まれる。

このような状況で、わが国の原油処理能力については、需要構造の白油化や原油重質化等により分解装置など2次処理装置はタイト化するものの、常圧蒸留装置は余剰となることを見込まれている。一方、わが国石油精製業を巡る環境は、石油製品関税の引き下げ、韓国など近隣諸国との貿易活発化の動き、中東産油国における輸出型製油所の建設など国際的な競争環境は一層激化することが見込まれている。このような状況の中で、わが国の石油製品の安定供給の柱である石油精製業の競争力強化のためには、需要増加が見込まれるアジア市場等を中心に石油製品の輸出を積極化することは極めて重要な課題となっている。

現在、石油製品を輸出するにあたっては、本来国内での消費を前提に課税される石油石炭税等を回避するため、製油所で保税生産を実施して外貨石油製品を生産・輸出している。一方で、保税生産による輸出だけでは機動性に欠けるため、これを補完する制度として、一旦、内貨石油製品を輸出しておき、輸出後に輸入される原油に課される石油石炭税等から輸出相当分を免税する制度（振替免税）が設けられている。しかしながら、本制度が例外措置の位置づけであり、さらに利用可能な条件が不明確なため積極的な活用が難しく、結果的に輸出機会を喪失しているのが実態である。

今後、わが国石油精製業の競争力、経営基盤の強化の観点から、アジア市場の動向に応じた機動的かつ迅速な石油製品の輸出が可能となるよう、内貨石油製品の輸出に係る石油石炭税振替免税制度の弾力化等を実現されたい。

3. 製油所のオペレーションの効率化に資するための税制度の見直し

昨今のわが国石油精製業をめぐる経営環境については、特石法の廃止と石油業法の廃止をもって全ての事業規制が廃止され、名実ともに自由化されたため、内外において厳しい競争に直面しているところである。

これに対し、石油各社においては、国際競争力の強化に向けて、製油所における人員および維持・補修費用等の見直し、新規投資の抑制、オペレーションの効率化など、さまざまな合理化・効率化を進めている。

このような状況において、オペレーションの効率化の一つとして製油所内の発電用ボイラー・ガスタービンまたは加熱炉等にどのような燃料を効率的に使用するかが課題となっているが、そのためには製油所の立地場所での窒素酸化物等の環境規制、石油製品の需給バランス、経済性などに応じた機動的かつ弾力的に燃料選択することが効率化に寄与するものと考えられる。しかしながら、現行の揮発油税法においては、ナフサを製油所の自家消費燃料として消費した場合については、「場内消費」としてガソリン税が課せられ、さらに地方税法において、軽油の場合については「みなす課税」として軽油引取税がそれぞれ課せられることとなり、この結果、製油所のオペレーションの効率化を阻害すること

となっている。

したがって、ガソリン税および軽油引取税における現行の課税の考え方を見直し、揮発油税法においてガソリン税の課税関係が生じる移出および引取については製油所および保税地域からナフサが現実に出荷される段階のみとし、地方税法におけるみなす課税については製油所内における消費には適用されないこととするなどして、製油所内で自家消費される燃料については実質的にガソリン税および軽油引取税が課税されない措置を講じられたい。

石油に係る関連政策税制

1. 石油石炭税、石油諸税関係

(1) 石油アスファルト等に係る石油石炭税還付制度の適用期限の延長

国産アスファルト等に係る石油石炭税還付制度は、国産品と輸入品の税負担の公平化を図りつつ、中間留分の安定供給に向けた重質油対策を進める観点から創設された制度である。

また、本制度は今後、中長期的な重質油の有効活用の一環として発電分野への進出を図る石油業界にとっても極めて重要な役割を担っている。当該制度の適用期限が平成 19 年 3 月末に到来するため、その延長を図られたい。

(2) 国産硫黄・LPG・カーボンブラック原料油に係る石油石炭税還付制度の創設

石油石炭税に関する輸入品と国産品の税負担の公平性を確保するため、石油精製工程で生産される国産硫黄、国産LPGおよび国産カーボンブラック原料油について、石油石炭税の還付制度を創設されたい。

特に、国産硫黄については、度重なる環境規制の強化によって、需要をはるかに上回る硫黄が副生され、処分が困難なため、赤字輸出せざるを得ない状況になっており、環境対策の観点からも、石油石炭税の還付制度が必要である。

(3) 石油精製工程で生産される石油化学原料用軽質炭化水素(C₃・C₄等)に係る石油石炭税還付制度の創設

今後石油化学原料としての使用の増加が見込まれるC₃・C₄等の軽質炭化水素については、石油精製工程で生産されるため石油石炭税が課税されているものと、石油化学用として石油石炭税が免税されているナフサから生産されるものとの間で税負担に違いが生じている。税負担の公平性の確保、原料非課税の原則、さらに未利用留分の有効活用を促進する観点から、石油精製工程で生産される石油化学用軽質炭化水素(C₃・C₄等)について、石油化学用国産ナフサ、灯軽油に係る扱いと同様に、石油石炭税還付制度を創設されたい。

(4) 燃料電池用ナフサに係るガソリン税の免税制度の創設

燃料電池は、水素と酸素を化学的に反応させて電気エネルギーを発生させる新しいエネルギー利用形態であり、大気汚染物質をほとんど排出せずにクリーンであることやエネルギー効率が極めて高いことなどの多くのメリットを有する次世代エネルギーとして世界的に注目されているところである。

石油業界としても、燃料電池の燃料として、エネルギー密度が高く、多くの水素を取り出すことが可能なガソリンやナフサなどについて研究開発に取り組んでおり、最近では、水素供給インフラ実証試験を開始するなど具体的取り組みも進めているところである。

しかしながら、燃料電池の燃料としてガソリンやナフサを使用すると、

これらの燃料にはガソリン税が課せられているため、事業者および利用者に対して余計なコスト負担を強いることになり、研究開発意欲等を削ぐ結果となっている。

したがって、定置式の民生用・業務用等の燃料電池の燃料については、実質的に道路財源として課されているガソリン税の目的に鑑みかつ石油系以外の燃料との課税の公平性の観点から、ガソリン税の免税措置を講じられたい。

(5) ガソリン税の貸倒れ還付制度などの創設

現在、ガソリン税の徴収方法は、蔵出し税であることから、精製・元売業者等が製油所等からガソリンを出荷した段階でガソリン税を課し、揮発油販売業者等を通じて消費者から代金の一部としてこれを回収し、納付することとなっている。しかしながら、ガソリン税は1リットル当たり53.8円と小売価格の半分程度を占める極めて高率な税であるにもかかわらず、精製・元売業者および揮発油販売業者の各段階において貸倒れが発生した場合において、還付制度や救済制度が何ら講じられていないため、精製・元売業者もしくは揮発油販売業者が販売代金に含まれるガソリン税の実質的負担者となっている。このため、厳しい経営環境にさらされている精製・元売業者、揮発油販売業者の経営の負担の一因となっている。

こうした事情を勘案して、ガソリン税の納税義務者である精製・元売業者の段階で発生する貸倒れの場合についてはガソリン税還付制度ま

たは納入免除制度を、さらに揮発油販売業者の段階で発生する貸倒れの場合については、精製・元売業者を通じて揮発油販売業者に対して実質的にガソリン税相当額が還付されるような制度をそれぞれ早急に創設されたい。

(6) その他

石油化学用輸入ナフサ等に係る関税軽減制度の適用期限の延長

農林漁業用輸入A重油に係る関税無税制度の適用期限の延長

2. 法人税、地方税関係

(1) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

平成 19 年 3 月末で特別償却制度の適用期限が到来する公害防止用設備（窒素酸化物抑制設備、産業廃棄物処理用設備等）について、製油所の高度化、環境に対応した燃料品質改善などが円滑に進むよう、これらに伴う環境対応投資に資する同制度の適用期限の延長を図られたい。

・ その他、他産業と共通する事項

1 . 国際課税制度の見直し

国民経済社会にとってエネルギーは不可欠であり、安定的かつ効率的な供給確保が必要であるが、継続的な原油価格の急騰によって、益々エネルギー資源の戦略性が重要となっている。政府のエネルギー政策や、最近の外交交渉等を踏まえた論調においても自主開発体制の強化が不可欠としているが、世界的な資源開発競争において国を挙げて積極的に取り組んでいるところとは開きがある。

権益取得条件や探鉱開発地域の自然条件が厳しくなり経済性確保がより困難となっている状況下、欧米やアジア等の国際的企業が勢威をふるう国際競争において、資源外交に加え、産油国や国際石油会社等との共同事業化も含めたわが国民間企業の事業機会確保が不可欠であり、民間企業への強力な支援が必要である。

とくに長期的・安定的な供給体制確立のため、将来を見通した戦略が必要であり、事業活動から得られるキャッシュフローを新たな投資につなげていくためにも、安定的な支援制度が重要となる。

以上のように自主開発エネルギー事業促進への政策的誘導が強く望まれる中で、国際的な二重課税の回避、国際競争力低下の回避等のため、以下の国際課税制度の見直しを図られたい。

(1) 外国税額間接控除の子会社要件の緩和

石油開発事業では高率の税金や利権料の当該国への納付が必要となる一方、産油国の政府や国営石油会社等との石油開発事業では、当該国側の出資比率が過半であることが通例であり、間接税額控除の要件である子会社等への出資比率25%以上を満たさないと外税控除を適用できないことが、開発投資、とくにマージナルな事業へのインセンティブを失わせている。

このため、間接税額控除に関し、わが国のエネルギー安定供給に資する開発事業等への一定要件を満たす出資については、産油国政府や国営石油会社等の出資分を除いた出資比率を基準とするか、主要欧米諸国（米、英、独、仏など）と同じ10%以上の出資比率を基準とするなど、要件緩和を図られたい。

(2) 外国税額控除限度額の超過額および余裕額の繰越期間延長

平成16年度税制改正で欠損金の繰越期間が7年とされたのと同様に、外国税額控除限度額の超過額および余裕額の繰越期間も7年とするよう要望する。

(3) タックスヘイブン税制の要件緩和

アジア諸国の法人税率が低水準となっており、企業が合理的経営を目指した会社も軽課税国に設立されると、合算課税の対象となり、また、税務処理が煩雑となる。合理的な海外現地法人設立運営の支障と

ならないよう、また、事務効率化のため、シンガポールをタックスヘイブン税制の適用対象外とするよう要望する。

2 . 受取配当の益金不算入制度の見直し

二重課税を回避し、また、資本導入、投資円滑化や企業再編を阻害しないよう、 関係法人株式等以外の株式に係る益金不算入割合 50%を 80%に戻すこと、および、 特定利子規定を復活すること、について要望する。

3 . 連結納税制度の見直し

(1) 連結納税導入時の子会社欠損金引継ぎの容認

連結子会社の欠損金放棄は連結納税を採用しない場合と整合性がなく、また、導入時の障壁となって円滑な組織再編に結びつかない。したがって、恣意的な租税回避の恐れがない過去 5 年以上 100%保有の子会社については繰越欠損金の引継ぎを認められたい。少なくとも連結子会社の個別所得の範囲内での欠損金引継ぎは認められたい。

(2) 連結グループ内の寄附金の損金算入

連結納税グループ内法人間の取引での税務上の取扱いは、取引価格が時価でない場合は、寄附金と認定され全額が損金不算入となる。本来、同一法人の事業部門間では問題とならない取引が、子会社化し連結納税制度を選択することで異なる取扱いを受けることは、連結納税

グループを単一法人とみなして課税する連結納税の考え方と矛盾する。一方、一般的な法人間の取引では、時価との差が寄附金と認定されても、寄附金の損金算入枠が活用でき、全額が損金不算入とはなっていない。

このため、課税の中立性を確保し、グループ内取引の制約から円滑な企業再編の負担とならないよう、グループ内の寄附金は全額損金算入とされたい。

(3) 連結納税グループ対象範囲の要件緩和

連結対象をすべての完全支配会社とすると、対象会社数が膨大となり、多大な事務負担が発生するため、課税所得への影響が軽微な法人の除外を認められたい。

(4) 連結加入時期の柔軟な対応

新たに100%の支配権を獲得した子会社の連結納税グループへの加入時期は、現行制度では支配獲得日の加入とされているが、支配獲得の時期によっては実務的に対応が非常に困難となる。このような問題を解消するため、新たに100%の支配権を獲得した子会社の連結納税グループへの加入時期は、取得後新たに開始する連結事業年度からとされたい。

4 . 特定資産買い換え特例制度の延長等

事業再編、事業再構築、構造改革のための設備の更新や廃棄を促進すること、企業競争力の維持・強化、事業活性化のための投資を促進することが、本制度の重要な意義である。本制度は適用期限が平成 18 年 12 月末までとされており、更なる延長を図られたい。また、現在の経済状況では投資に対して慎重となり、投資の検討期間も長期化する場合がある。したがって、特別勘定設定期間を 5 年程度に延長されたい。

5 . 減価償却制度の見直し

減価償却資産の処分価格や撤去費用の状況を踏まえれば、取得価格全額の減価償却を行うことが適当であり、現行制度の償却可能限度額（95%）の 100%への引上げを要望する。

6 . 事業税（外形標準課税）の付加価値割の見直し

付加価値割の算定に関しては、事務負担が大きく、課税標準の算定基準簡素化を図られたい。特に報酬給与額の簡素化を要望する。また、納税申告時の、労働者派遣、純支払賃借料に関する明細書の廃止または支払先と金額のみに限定した記載、並びに、純支払利子に関する明細書の廃止、を要望する。

7. 不動産譲渡に関する契約書に係る印紙税の軽減措置の延長

平成19年3月末で適用期限が到来する不動産譲渡に関する契約書に係る印紙税の軽減措置について、同制度の適用期限の延長を図られたい。

8. 鉱工業技術研究組合に係る課税特例措置の適用期限延長

鉱工業技術研究組合の試験研究用固定資産取得費用を組合が損金算入する圧縮記帳特例措置の適用期限を延長されたい。

9. 信託法改正後の信託における受益者課税の適用

信託法の改正によって、事業活動における信託の活用が期待される。しかしながら、現行の信託税制（受益者課税）が認められないこととなると、その活用範囲が制限されることとなる。したがって、信託法改正後の信託においても現行の信託税制（受益者課税）が適用されるよう要望する。

10. リース会計基準の見直しに伴う税制の取扱い

リース会計基準の見直しに伴って、リース取引の税制上の取扱いが変更されることのないよう、現行リース税制（賃貸借扱い）の維持を要望する。

以 上